（前のページより続き）

公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）
〔資　料〕
日本と世界の天候（平成二十二年八月）（速報）（気象庁）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
平成二十一年度国土交通省共済組合の決算関係　二七
会社その他　三六

府　令

○内閣府令第四十三号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号7．記載上の注意、別紙様式第三号7．記載上の注意、別紙様式第二十八号7．記載上の注意及び別紙様式第三十号5．記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行われる場所を記載すること。

2．「営業所又は事務所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号7．記載上の注意1．中「当該業務を委託先に行わせる場合には、その委託先の営業所も記載すること。」を削り、同記載上の注意中3．を削り、4．を3．とする。

別紙様式第二号10．記載上の注意1．中「当該業務を委託先に行わせる場合には、その委託先の営業所も記載すること。」を削る。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第五十号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十の三及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第三号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年農林水産省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二十二条の二十五の次に一条を加える改正規定のうち第二十二条の二十六に係る部分を次のように改める。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二十二条の二十六　準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界

附則に次の一条を加える。

（禁止行為に関する経過措置）

第四条　平成二十二年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項とすることができる。

一　新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義